

# 食産業の戦略的海外展開支援事業

【令和6年度予算概算決定額 187（217）百万円】

## <対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を後押しし、日本の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開を官民で連携して推進するため、海外現地での戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握など海外展開に役立つ調査の実施や日本の事業者への情報提供等により、海外展開を支援します。

## <事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 輸出拡大に資する海外展開に取り組む企業等（官民協議会会員800社・海外進出企業200社〔2024年まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 食産業の海外展開に向けた環境整備及び官民連携の推進

187(217)百万円

海外展開に役立つ調査や、食産業海外展開推進官民協議会（800以上の企業・関係機関等で構成）を通じた情報発信から海外進出支援まで、我が国食産業への一貫支援を以下の取組を通じて実施します。

- ① 海外展開に役立つ官民での情報共有の推進、専用HPの運営等
- ② 海外現地における戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握や各国の法制度、政策動向などの海外展開に役立つ調査、海外展開事業のモデル実証を実施
- ③ 二国間協力の推進や規制緩和等の働きかけを行う二国間対話を実施

## <事業の流れ>



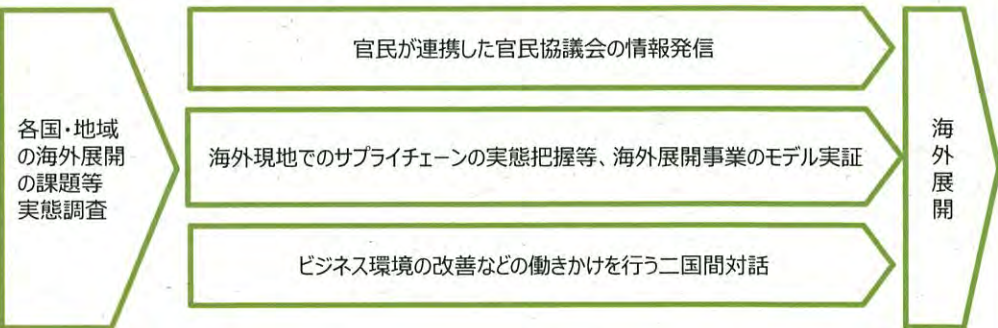
## <事業イメージ>

課題

モノの輸出に加え、世界的なバリューチェーン全体を通じた稼ぎの機会を増やしていくため、我が国食産業の海外展開を維持・拡大していくことが、生産者等の所得向上に重要

### 官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ

事業内容



成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大、食料安全保障等への貢献
- 我が国食産業の海外展開による需要獲得を通じた生産者等の所得向上



# 22 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和6年度予算概算決定額 157 (168) 百万円】

【令和5年度補正予算額 281百万円】

## <対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や**侵害対策の高度化**に係る経費を支援するとともに、**在来種等の保存、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**を支援します。

## <事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 海外における育成者権の取得支援等

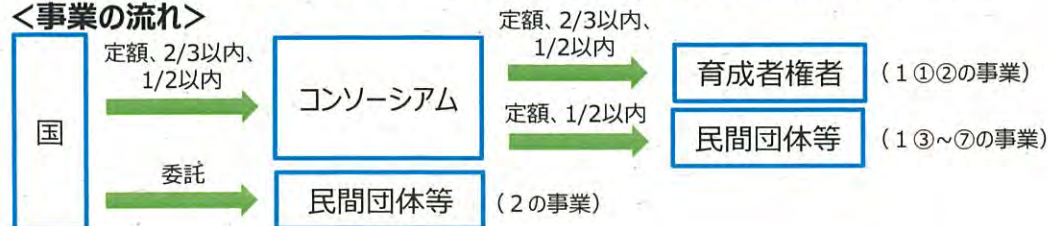
育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① **海外出願**
- ② **海外育成者権侵害対策**  
侵害対策において、防衛的許諾の活用を含め、迅速かつ適切に支援します。
- ③ **種苗資源の保護**  
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）の優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ④ **種苗流過程での海外流出防止に向けた調査等**
- ⑤ **東アジア地域における植物新品種保護の推進**  
東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の導入を支援します。
- ⑥ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**  
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
- ⑦ **流通品種データベースの運用**  
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

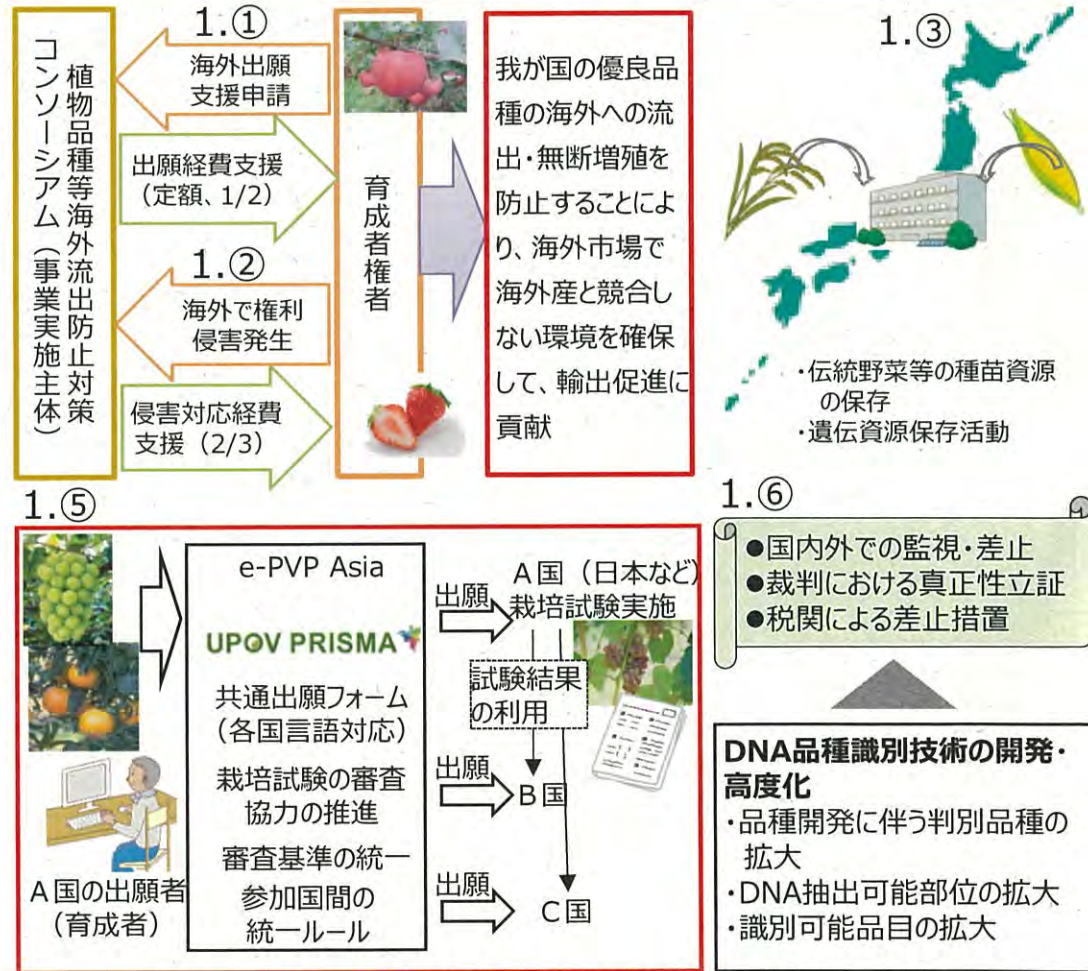
### 2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）



# 20 農業知的財産保護・活用支援事業

【令和6年度予算概算決定額 71（61）百万円】

## <対策のポイント>

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用に関する意識・能力向上に向けて行う**農業知財マネジメント専門人材の育成・確保**を支援するほか、海外における知的財産の**侵害状況の一元的な監視・把握等**により、育成者権の海外出願検討等に必要な情報の収集を支援します。

## <事業目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 農業知財マネジメント専門人材の育成・確保（新規）

植物新品種やGI、商標、営業秘密、ブランド等の**農業知財の保護・活用**について、

- ① 現場での取組に**助言**できる専門人材の育成・確保
- ② 農業・食品産業関係者全体の**意識向上**に向け、セミナーを試行します。

#### 2. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

海外の**品目別栽培状況**や、**消費・流通市場規模**等の情報を収集し、品種開発者等に提供することで、より効果的な**海外出願**等を支援します。

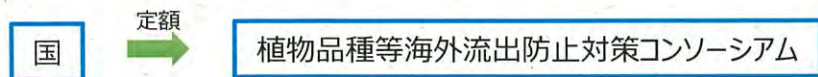
#### 3. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

我が国の品種の**海外での侵害状況**を監視・把握し、品種開発者等に情報提供するとともに、**効果的な侵害対策**を助言します。

#### 4. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

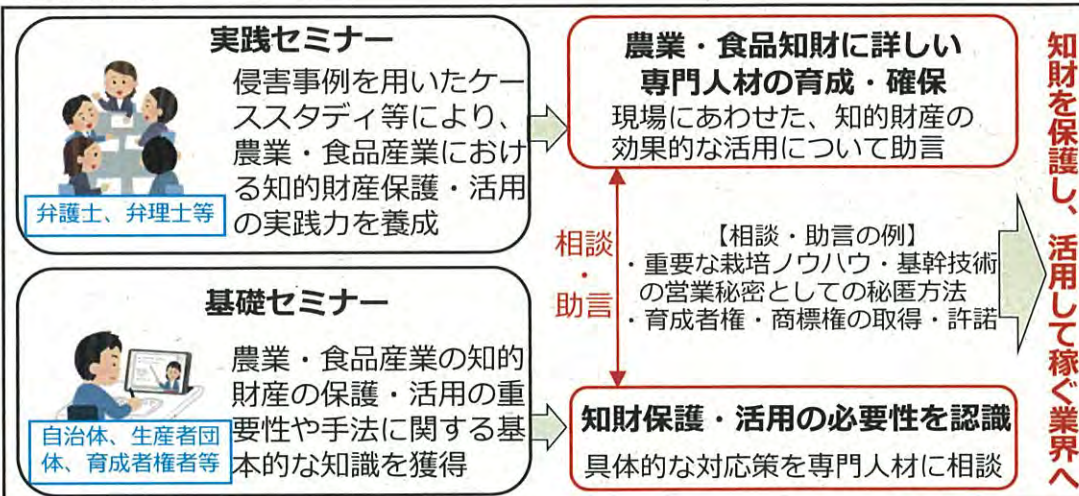
一元的な「知的財産相談窓口」設置による、品種開発者、グローバル産地、品目団体等の、農業分野の**知的財産の取得、活用**等への**相談対応**を支援します。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

[1について]



[2~4について]



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6443)



# 21 育成者権管理機関支援事業

【令和6年度予算概算決定額 197 (300) 百万円】

## <対策のポイント>

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

## <事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、果樹苗木の流出防止に向けた管理システムづくりなど、国内における育成者権の適切な管理を実施するために必要な経費を支援します。

#### 2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

#### 3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

#### 4. 海外リーガル調査事業

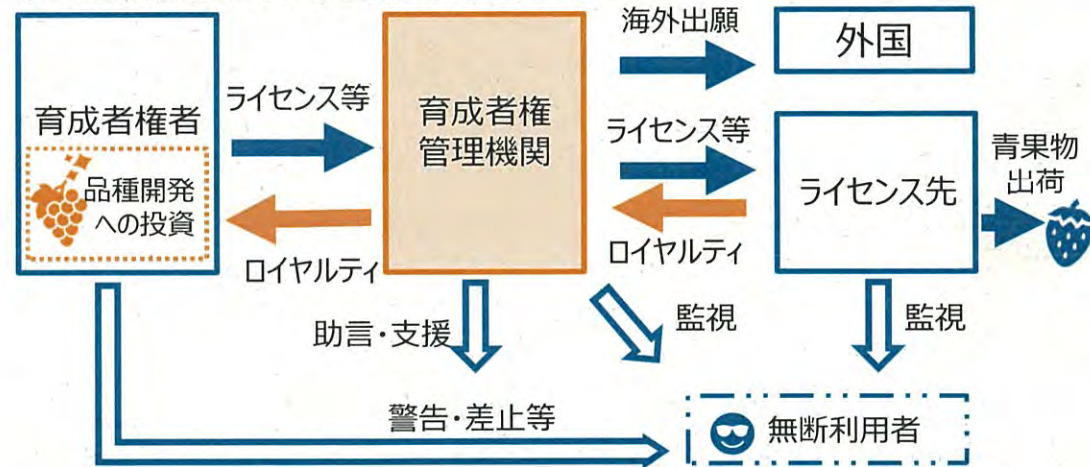
現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、海外許諾契約のための環境整備を支援します。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

特に海外流出リスクの高い果樹の苗木について、適切な流通管理モデルを構築



- 生産者名
- 生産者住所
- 苗木必要本数
- 自家増殖数（高接ぎ用穂木）
- 苗木購入予定業者



海外でライセンスし、実効的に無断栽培を防止するためには、足元の国内からの流出の抑止が一層重要

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6443)



## 23 地理的表示保護・活用総合推進事業

【令和6年度予算概算決定額 100（111）百万円】

### <対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出向け製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視・対策を実施します。

### <事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 地理的表示活用推進支援事業

##### ① GI申請相談・有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、地場の産品から加工品、輸出を指向する産品まで、輸出拡大や地域の活力向上に資する品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。

##### ② 登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

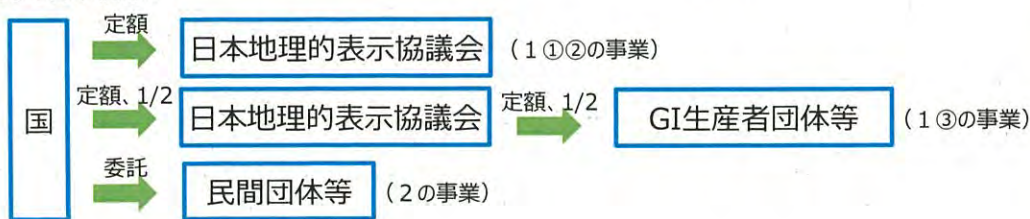
##### ③ 海外でのGI等申請・侵害対策

我が国の地理的表示産品等の海外での知的財産権（GI、商標）確立、地理的表示の不正使用、模倣品などへの対応を支援します。

#### 2. 地理的表示産品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視を行うとともに、知的財産権確立や侵害事案等の対応に向けたコンサルティングを行います。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

##### GI申請相談（1①）

GIサポートデスクの設置



GI登録

生産者団体への  
一体的支援  
(1②)

GI登録生産者団体支援  
・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援  
・ECサイトを活用したGI産品販売支援等

#### 国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備

##### 模倣品等の監視・対策（2）

・我が国ECサイト等におけるGI侵害モニタリング  
・海外知的財産等保護監視事業  
・知的財産権確立に向けたコンサルティング  
・冒認商標出願など侵害事案等に対するコンサルティング

不正使用の対策、対応

##### 海外でのGI等申請・侵害対策（1③）

・海外での知的財産権確立  
・地理的表示の不正使用等への対応  
に必要経費を支援

↑ 対応の相談

輸出支援プラットフォームに設置される相談窓口等に寄せられた疑義情報

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6317）



## <対策のポイント>

輸出額目標の実現に向けて、品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援します。

## <事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 品目団体輸出力強化支援事業

847(907)百万円

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

### 2. 戦略的輸出拡大サポート事業

1,383(1,169)百万円

① JETROによる海外見本市への出展、国内事業者と海外現地の卸業者、小売店、レストラン等との商談会を通じた新規商流の構築及び現地商流の拡大の取組、さらには専門家による相談対応や伴走型支援等の事業者サポートの取組を支援します。

② JFOODOによる現地事情を踏まえたマーケティング戦略に基づく品目団体等と連携した海外消費者向けプロモーション、輸出とインバウンド観光を相乗的に拡大するための食文化の発信の強化等の取組を支援します。

③ 民間等による新規性・先進性ある分野・テーマの海外販路開拓の取組を支援します。

### 3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

8(8)百万円

輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。

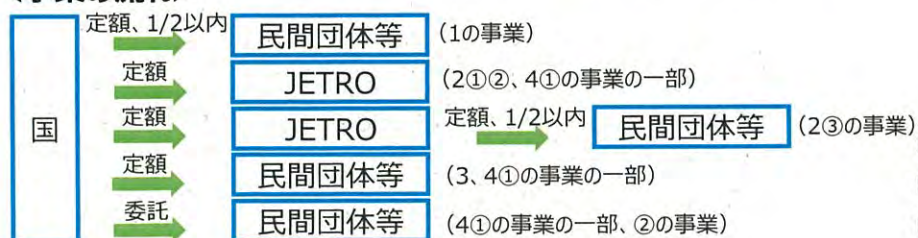
### 4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等

202(266)百万円

① 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成や日本産食材サポーター店等の拡大等を推進します。

② 日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援します。

## <事業の流れ>



## 【お問い合わせ先】

(1、2、4①の事業) 輸出・国際局輸出企画課 (03-3502-3408)  
 (3の事業) 輸出支援課 (03-6744-7172)  
 (4②の事業) 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2012)

## <事業イメージ>

### 品目団体による輸出力強化の取組



包材の規格化（イメージ）



腐敗防止のための洗浄方法の実証



現地シェフ等向けセミナー

### 戦略的輸出拡大サポート（JETRO・JFOODO）



海外見本市への出展



現地小売店で日本産品の店頭プロモーション

### 日本食・食文化の普及



海外料理人への日本料理研修



# 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

## <対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、**国内外へのプロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。

## <事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

#### ① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

#### ② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外への**プロモーション**、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

### 2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

#### ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

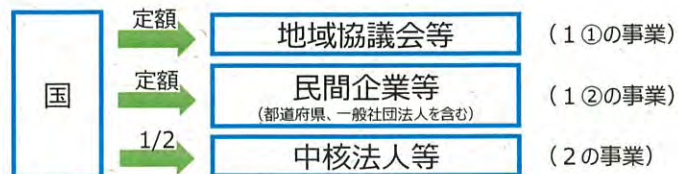
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

#### ② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

## <事業の流れ>



※下線部は拡充内容

## <事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



Wi-Fiの環境整備



専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0030）



# ○ ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上対策

【令和6年度予算概算決定額 240（750）百万円】  
 （令和5年度補正予算額（所要額） 29,100百万円の内数）

## <対策のポイント>

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入や、それらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために集約し、活用するための体制整備等を支援します。

## <事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 生乳生産量：728万t→780万t
- 牛肉生産量：33万t→40万t

## <事業の内容>

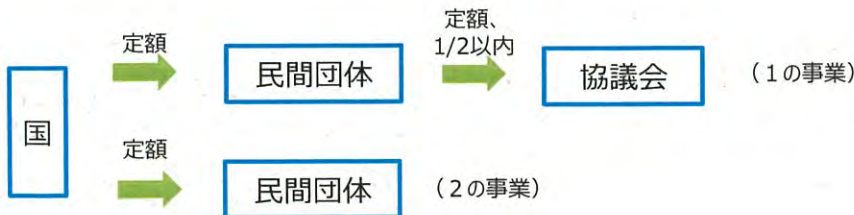
### 1. 畜産経営の生産性向上対策（畜産クラスター事業）

畜産経営の省力化により生産性向上を図るため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械を導入する取組を支援します。

### 2. 畜産データ活用体制整備（畜産経営体生産性向上対策）

畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。

## <事業の流れ>



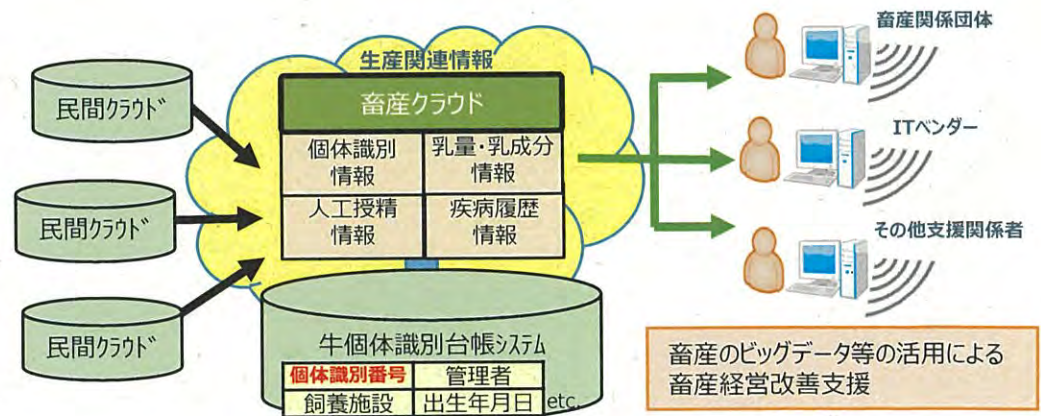
## <事業イメージ>

### 1. 畜産経営の生産性向上

省力化により生産性向上につながる機械・装置（各種データ取得が可能）の導入を支援



### 2. 畜産のビッグデータ等の活用に向けた体制整備



【お問い合わせ先】 畜産局畜産振興課（03-6744-2587）



# 持続可能な水産加工流通システム推進事業

【令和6年度予算概算決定額 556（－）百万円】

（令和5年度補正予算額（特定水産物供給平準化事業（原材料転換対策））1,000百万円）

## <対策のポイント>

水産加工・流通が直面する原材料不足や人手不足、経営力向上といった喫緊の課題に対応して水産物を持続的かつ安定的に供給していくため、サプライチェーン上の関係者が一体となった課題解決のための取組、加工原材料の安定供給を図る取組、持続可能な水産物消費拡大に向けた取組を支援します。

## <政策目標>

魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 水産加工連携プラン支援事業

水産物を持続的かつ安定的に供給するため、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家が幅広く連携して行う、水産加工流通の課題解決のための取組を総合的に支援します。

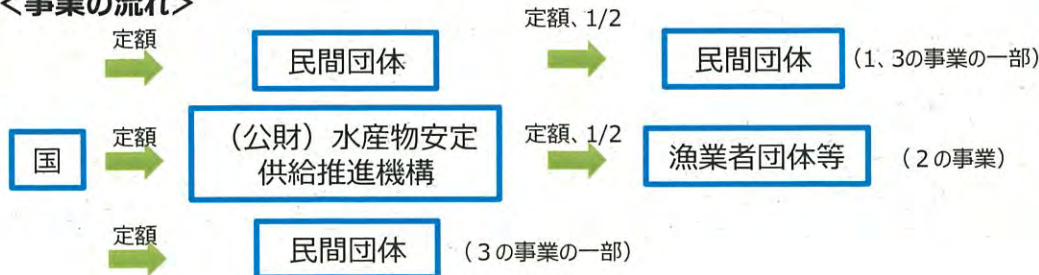
### 2. 特定水産物供給平準化事業

水産加工業者への加工原材料の安定供給を図るため、漁業者団体等が行う水産物の買取り・冷凍保管・販売の取組を支援します。

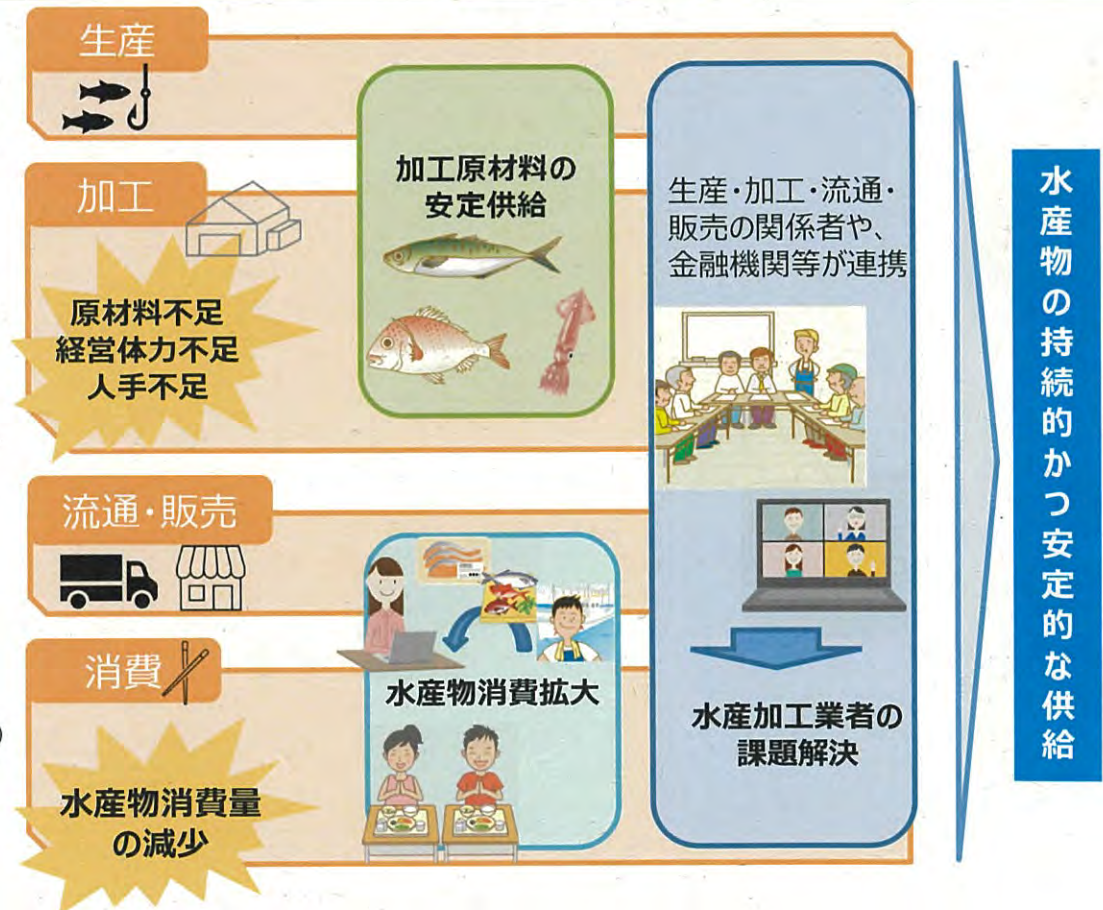
### 3. 持続可能な水産物消費拡大推進事業

持続可能な水産物の消費拡大のため、魚食普及活動や、官民協働による水産物の消費拡大の取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】水産庁加工流通課（03-3502-8203）